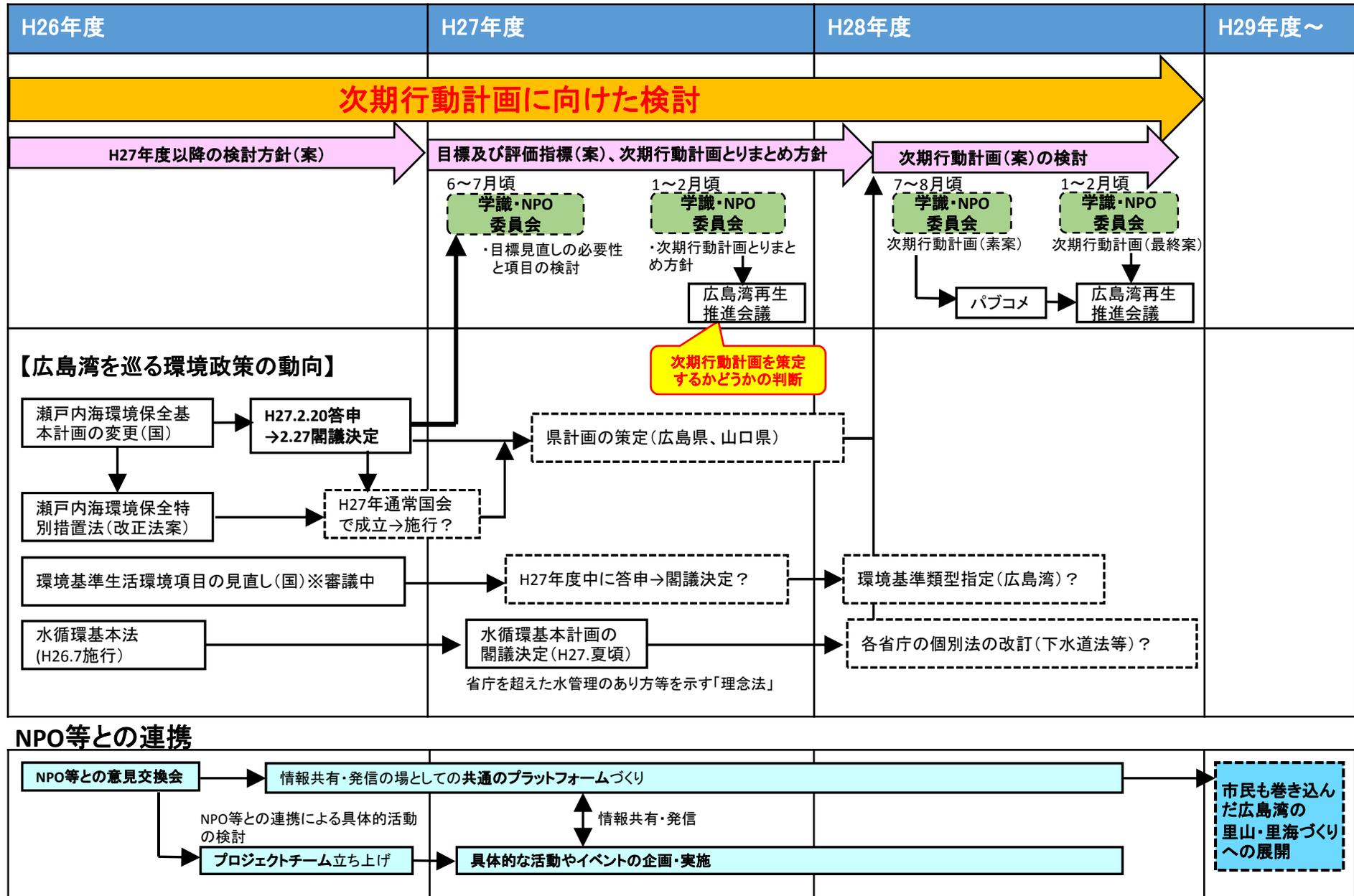


今後の広島湾再生についての検討スケジュール

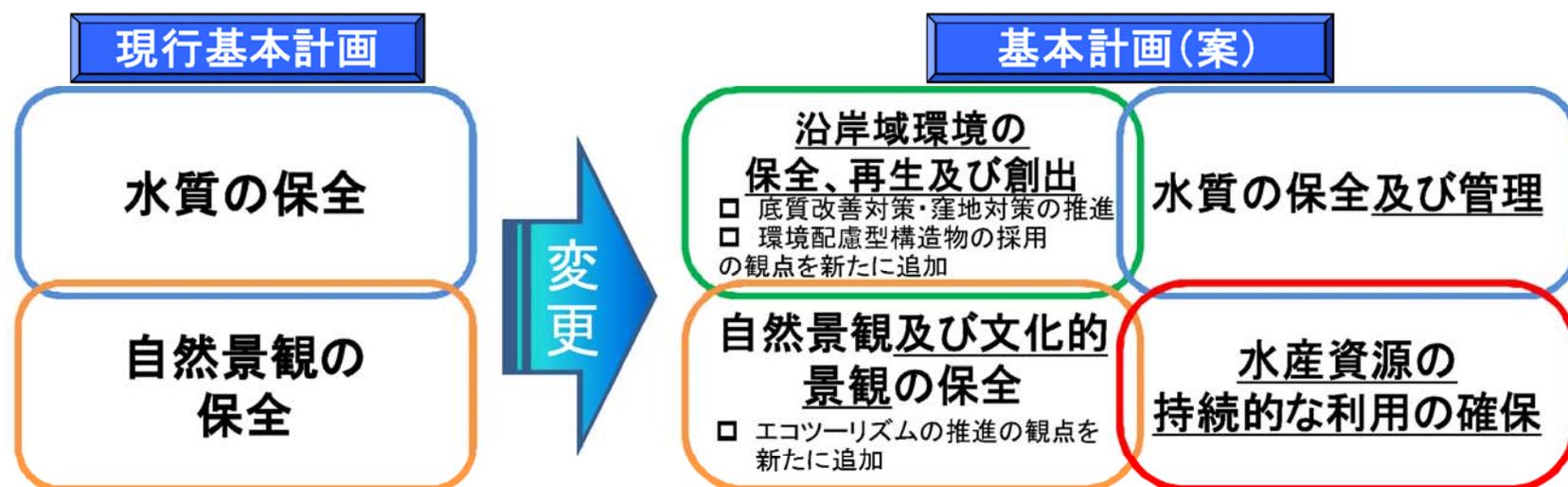
資料-3



次期行動計画を策定するかどうかの判断

「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」答申のポイント

- 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化



⇒湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指す

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

1. 諮問に至る背景

環境基本法第15条第1項の規定に基づき平成24年4月に策定された環境基本計画においては、「底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る」とされている。

平成25年度に水環境部会にて行った環境基本計画の水環境保全に関する点検の報告の「今後の課題」において、下層溶存酸素（下層DO）及び透明度について、関係者の意見も聞きつつ、環境基準化に向けた具体的な検討を進める必要がある旨、明記された。（平成25年末閣議報告予定）

平成25年8月30日付けで、環境大臣より中央環境審議会に対して、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」諮問され、その後、平成25年9月5日第34回水環境部会において、生活環境項目環境基準専門委員会が設置された。

2. 審議事項

下層DO及び透明度の環境基準について、水環境の現状を踏まえ、現在得られる科学的知見の集積を図り、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）の改正に係る審議を行う。

（想定される主な事項）

- 環境基準値
- 測定方法
- 測定値の環境基準適合可否の判断方法（告示の備考欄に記載する基本的事項）
- 水域類型指定適用の必要性（告示の備考欄に記載する基本的事項）

なお、水域類型指定の具体的方法、測定の具体的方法（頻度、地点、水深など）、環境基準達成評価方法など、具体的な環境基準運用方法については、水域類型指定の際に検討を行うことを想定。

出典)平成25年12月3日 水環境部会 生活環境項目環境基準専門委員会(第1回)資料

水循環基本法の概要

目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義 (第2条)

1. 水循環
→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
2. 健全な水循環
→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念 (第3条)

1. 水循環の重要性
水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと
2. 水の公共性
水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと
3. 健全な水循環への配慮
水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと
4. 流域の総合的管理
水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと
5. 水循環に関する国際的協調
健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

- 国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)
- 関係者相互の連携及び協力 (第8条)
- 施策の基本方針 (第9条)
- 水の日 (8月1日) (第10条)
- 法制上の措置等 (第11条)
- 年次報告 (第12条)

水循環基本計画 (第13条)

基本的施策 (第14条～第21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部 (第22条～第30条)

- 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置
- ・水循環基本計画案の策定
 - ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
 - ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整
- 組
織
- 本部長 : 内閣総理大臣
 - 副本部長 : 内閣官房長官
水循環政策担当大臣
 - 本部員 : 全ての国務大臣

※瀬戸内海環境保全特別措置法と同じ「理念法」であり、今後、基本計画の策定から、個別施策の改定作業に以降していく予定。

水循環基本計画の作成に向けたスケジュール

